

平成26年 網走市議会
生活福祉委員会 会議録
平成26年12月1日（月曜日）

○日時 平成26年12月1日 午後1時00分開会

○場所 委員会室

○議件

1. 網走市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定について
2. その他

○出席委員（5名）

委員長	渡部 眞美
副委員長	立崎 聡一
委員	金兵 智則
	空 英雄
	松浦 敏司

○欠席委員（1名）

山田 俊美

○委員外議員（2名）

議長	小田部 善治
副議長	山田 庫司郎

○傍聴議員（3名）

飯田 敏勝
佐々木 玲子
高橋 政行

○説明者

副市長	大澤 慶逸
市民部長	後藤 利博
福祉部長	酒井 信隆
健康管理課長	林 幸一
生活環境課長	梅津 義則
子育て支援課長	野呂 俊広

○事務局職員

事務局長	佐藤 明
次長	吉田 正史
総務課係長	岩尾 弘敏
	松山 俊
	田中 康平

午後1時00分開会

○渡部眞美委員長 お疲れさまです。

ただいまより生活福祉委員会を開会いたします。

最初に、山田俊美委員より欠席の届け出がございましたので御承知願いたいと思います。

本日の委員会ですが、網走市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定についての議件1件と、その他で、保育標準時間2号、3号認定を受けた子どもの利用者負担額の考え方についてと、高病原性鳥インフルエンザの対応についての2件について予定をしております。

それでは、まず最初に網走市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定について説明を求めます。

○林幸一健康管理課長 網走市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定について御説明させていただきます。

資料1号をあわせてごらんいただきたいと思います。

初めに、行動計画の策定に至る経緯ですが、平成24年5月に、新型のインフルエンザが発生した場合国家の危機管理として対応する必要があるとし、新型インフルエンザ等対策特別措置法が制定されました。

この特措法は、新型インフルエンザ等の発生時の緊急事態が生じた場合の措置などを定めたものでありまして、国全体としての万全の体制を整備し、新型インフルエンザ等対策を図る根拠となっているところでございます。

この措置法に基づきまして、資料1号の（1）に記載のとおり国において平成17年に新型インフルエンザ対策行動計画を策定、平成21年に行動計画を改定、平成25年さきの特措法制定を受け、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や、国が実施する措置などを定めた新型インフルエンザ等対策行動計画を策定しております。

北海道におきましては、平成17年に国における行動計画の策定を受け、北海道新型インフルエンザ対策行動計画を策定、国が行動計画を見直したことを踏まえ平成21年に行動計画を改定、平成25年特措法第7条に基づきまして政府行動計画を基本とした北海道新型インフルエンザ等対策行動計画を策定して

おります。

当市といたしましても、新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条に基づき、網走市における行動計画を作成することが求められておりますことから、平成21年に策定いたしました行動計画を見直し、対策の実効性をより高めるため、政府行動計画及び北海道行動計画を基本とした網走市新型インフルエンザ等対策行動計画を策定しようとするものでございます。

策定する行動計画の概要でございますが、資料1号2ページの(1)から(4)に記載しております。

基本的な方針、考え方、実施上の留意点、行動計画における主要項目については、国や道が定めている行動計画の内容を踏襲するものとし、(5)に記載しております各段階ごとに対策を講じる主要項目であります実施体制、情報提供・共有、予防・蔓延防止、予防接種、医療、市民生活及び市民経済の安定の確保の項目について、今後まとめていくことで考えております。

また、さきに策定されました北海道新型インフルエンザ等対策行動計画を素案とした資料をもとに、専門的な知識を有する網走医師会からの御意見を伺うとともに、庁内関係部署からの意見を集約して策定作業を進めているところでございます。

今後網走市新型インフルエンザ等対策行動計画が策定でき次第、当委員会にお示ししたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○渡部眞美委員長 それでは質疑に入ります。

○松浦敏司委員 策定するということでお話は承りました。

それで、先日テレビの報道でインフルエンザが例年より早く11月の段階で相当流行しているというようなお話も聞いているのですが、網走ではどのような状況なのか、もしつかんでいけば。

○林幸一健康管理課長 インフルエンザの罹患者数に関しましては保健所の取りまとめとなりまして、網走市独自の罹患者数の把握は、現段階では今年度の数値に関しては押さえておりませんが、確かに報道等ではそのようにお伺いしていますが、今年度のワクチン接種の受けられた方に関しましても10月締めで11月に入ってきますので、まだ全てが入ってきていませんので、前年度と比較してどうかというのは、多いのか少ないのかとかというところは

まだ出ておりません。

○松浦敏司委員 これから本格的なインフルエンザの季節になるのだと思うので、適切な対応をしてほしいと思います。

新型インフルエンザですから、今お話のあったのは非常に重要といいますか、命にかかわるものでもありますので、これは非常に重要な策定計画になるのだと思うので、しっかりと取り組んでいただければ。

私のほうからは以上です。

○渡部眞美委員長 他にございますか。

○金兵智則委員 まずもって策定されるということでしたけれども、今年度中ということになるのかと思いますけれども、めどとしていつぐらいを目指しているのかお伺いしたい。

○林幸一健康管理課長 今委員からお話のありましたとおり、今年度中にお示しをしたいと思っております。次回の3月議会の前にはお示しできるかと思います。

○金兵智則委員 わかりました。

今年度中にでき上がるということでありまして、行動計画ができ上がった後ですけれども、行動計画に沿ってやらなければいけないことがもうスケジュールで組まれているようなことはあるのでしょうか。

○林幸一健康管理課長 作成いたしました後は、この行動計画に基づきまして、庁内におきまして業務の継続計画を策定する予定になっております。あわせまして、ホームページにおきまして市民にも周知ということを考えております。

○金兵智則委員 行動計画が今年度中ということで、次回3月ごろにはお示しいただけるということなので、それを見てからのお話になるのかと思いますけれども、新型インフルエンザですので、今後病院にも多々協力をいただかなければいけないところもあるのかと思いますし、それによって病院で用意していただくのか、市が補助をするのかはということもあるのかもしれないですけれども、多分必要なものという物品関係でも多々出てくることがあるのかと。

前回SARSの騒ぎがあったときというのは、各病院がいろいろな面でとても大慌てになって、物品関係が間に合わないといったような騒ぎが起きたことがあります。それについての準備ということになりますので、その辺も今後考えていって、予算とい

うことも出てくるのかと思いますので、次回お示し
いただいたときにまたお話しさせていただければと
思います。

以上です。

○渡部眞美委員長 答弁はよろしいですね。

他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部眞美委員長 なければ、2番のその他のまず
保育標準時間2号、3号認定を受けた子どもの利用
者負担額の考え方について説明を求めます。

○野呂俊広子育て支援課長 それでは、子育て支援
課から保育標準時間2号、3号の認定を受けた子ど
もの利用者負担額の考え方につきまして御説明申し
上げます。

ここにおきます2号、3号認定といえますのは、
新制度における保育所を利用される3歳以上のお子
様を2号認定、3歳未満のお子様を3号認定と称し
ているところでございます。

冒頭口頭で申し上げます。

幼稚園利用者に係る利用者負担額の考え方につ
いては、去る10月31日に開催された生活福祉委員会
において御説明申し上げたところでございます。

今回は保育所等利用者である2号、3号の認定を
受けた子どもの利用者負担額についての考え方につ
いて御説明申し上げます。

なお、前回の説明で申し上げました条例本体の制
定につきましては、当初12月議会での上程を予定し
ておりましたが、国の基準の確定がまだ決定してい
ない状況から、明年3月定例市議会での上程を予定
してございます。

しかしながら、12月、1月には保育所、認定こ
ども園の新入園児の募集開始、そして新制度の保育所
向け保護者説明会が控えていますことから、保護者
の皆様方に不安や混乱を来すことがないよう、現段
階での方向感や、網走市の規則で定める利用者負担
額の案を説明したいと考えているところでございま
す。

それでは、資料2をごらんいただきたいと思います。

資料左側が規則で定める現在の網走市の保育料と
なっております。もともと国の基準額8階層を17
階層に細分化して、傾斜的に配分することによって
国の基準より軽減を図っております。

表中2列目、階層区分の破線で囲っている部分を

ごらんいただきたいと思います。従来の階層区分に
適用される税額につきましては、D1の階層より国
税の所得税額により決定されているところでござい
ます。それをこのたびの国の方針、基準案では、市
町村民税の所得割額に変更になったことから、右側
の表にございますように各階層の所得水準を同じに
して国税の所得税から市町村税の所得割に置きかえ
たものでございます。

ただし、国から示されました新しい基準案では、
一律に年少扶養控除2名で計算したモデルケースを
用いての税額が設定されています。

このことから、保育料の階層が変更、つまり従前
の保育料から上がる方も下がる方もそれぞれに出て
まいりました。対象者200数名のうち、変わらない
方々が66%、上がる方が15%、下がる方が19%と出
ています。

詳しく申し上げますと、平成22年に子ども手当の
財源の振りかえで年少扶養控除が廃止されました。
これによって所得税額が上昇して、当然保育料もそ
れに伴って上昇するのですけれども、国の通達によ
って、扶養人数をもとに戻して再計算し保育料を決
定しているところでございます。

それが今回、国税額から市町村民税額に変更した
上で、一律扶養を2名としたモデルケースを用いら
れたことによって、実際に扶養している人数との差
異が生じるという事象が起きてまいりました。

具体的な例を申し上げますと、4人扶養していま
したら従来は4人の扶養控除を再計算してそれに応
じた保育料が算出されました。それが今回一律2名
とされたことによって、実際4名扶養しているのに
2名分を損するとか、保育料が上がるということに
なります。

逆に1人しか扶養していない方々は、従来は1人
分の国税を再計算してそれに応じた保育料が適用さ
れましたが、一律2名とされたことによって1名分
得したと、保育料が下がったという事象が起きてし
まいます。

そこで、その解消策として、従前の保育料から下
がる方についてはそのまま下がった保育料で負担し
ていただく。逆に、従前の保育料から上がる方、主
にお子様を3人以上扶養されている方については、
多子世帯における経済的負担を軽減することが適切
ということを考えまして、在園児を対象としまして
激変緩和措置として従前と同じ方法、国税で算出
するという経過措置を設け、保育料の軽減を図ろうと

するものです。

これに係ります財源の説明になりますけれども、激変緩和措置を設けなければ影響額はほとんどないと試算したところでございますが、激変緩和措置を設けたことによる影響額は、1年目平成27年においては約300万円、2年目においては約230万円、3年目においては約180万円と試算しているところでございます。

以上財源の説明を終わりました、説明を終わります。

○渡部眞美委員長 ただいま利用者負担の考え方についてということで説明をいただきましたが、現段階で質疑を求めたいと思います。

○松浦敏司委員 内容的には、国としては結果としては保育料が上がるような基準をつくったのだけれども、市としてこういう形で保護者に保育料が上がらないような方法をとったと、このように受けとめてよろしいですね。

○野呂俊広子育て支援課長 そのようにしているところでございます。

○松浦敏司委員 それはそれで評価したいと思うのですが、平成27年度の市の負担のことですけれども、若干下がっていくということで、それ以降についてはどうなっていくのか、もし今わかるのであれば基本的な考えかたを伺います。

○野呂俊広子育て支援課長 激変緩和措置の期限は最大でも3年間と考えているところでございまして、例えば今3歳児のお子様であるとすれば在園時ですから卒園するまでの間、そして例えば今0歳児であれば3歳児、幼児からまた区分が変わるものですから、その区分が変わるまでの間と設定してまして、最大でも3年間と見ています。

平成27、28、29年度については激変緩和措置の市税の負担があると、30年度には新しい基準額になっていくというふうになっております。

○松浦敏司委員 平成30年度は新しい基準となると。結果としては保育料が上がることになるということですね。

○野呂俊広子育て支援課長 上がる方も出てくるということでございます。

○酒井信隆福祉部長 上がるというよりも、基準が今回設定されました。その部分の基準に適用していくということで、今現在入っている方がこの新しい保育料になった時点で制度の変わり目で影響があるものに対しての激変緩和であって、保育料について

は今回この設定をしていくと。ですから、上がるという意味ではなくて、新しい保育料の基準に移行していくというような考え方になっております。

○松浦敏司委員 わかりやすく考えたいのは、要するに保護者の負担が結果として平成30年以降ふえるのかふえないのか、問題はここなのです。そこはどうなるのか。

○酒井信隆福祉部長 先ほどお話ししたように、3名以上の方については旧制度よりは上がるという形です。

先ほど言ったように2人で設定しておりますので、1人の方は安くなるということで、完全に上がる、下がるという話ではなく、設定の仕方だと思うのです。

ですから、この辺の設定が2名を基本として国のほうが考えておりますので、この辺の状況を市としましては保護者の負担の今後の影響を見据えていかなければならないと思っております。

○松浦敏司委員 国の基本的な考え方の基準として子ども2名と。しかし、現実には今出生率ははるかに届かない状況でもあるという点では、これは若干問題があるのかということです。

ただ、今回は基本的な考え方として出されておりますので、今後もう少し私どもも勉強しながら、今後条例の中でどのように変わってくるかを見ながら対応を考えていきたいと思いますが、なかなか大変なことだというふうに、感じとしては受け取ったところです。

以上です。

○渡部眞美委員長 他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それではないようですので、その他の2番目の高病原性鳥インフルエンザの対応についてということで説明を求めます。

○梅津義則生活環境課長 それでは、高病原性鳥インフルエンザの対応について生活環境課から説明をさせていただきます。

配付しております資料の3号をごらんください。

こちらの資料は環境省が定めます高病原性鳥インフルエンザ技術対応マニュアルの抜粋になっております。

発生経過といたしまして、9月24日に韓国内のアヒル農場において高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されたため、表Ⅰの1例で示します近隣国発生時等に該当するため、対応レベル2に引き上げら

れたところでございます。

今月になりまして、島根県安来市、千葉県長柄町で採取された糞便調査の結果、ウイルスの検出が相次いだため、国内複数箇所発生時に該当するとのことで、11月21日に対応レベル3に引き上げる旨の通知があったところでございます。

その後、11月27日には鳥取県鳥取市の回収された糞便から、11月29日には鹿児島県出水市の衰弱野鳥からウイルスが検出されており、確定検査の結果陽性となっております。

対応レベルが上がることによりまして、野鳥の死亡が確認された場合の対応が変わってきます。

具体的には表Ⅰの2で示されており、現在は対応レベル3の状態ですので、リスク種1の野鳥であれば1羽の死亡で環境省や総合振興局に通報することが義務づけられております。

リスク種1に該当する野鳥は右のページの表Ⅰの3をごらんいただきたいと思います。身近なところではオオハクチョウやコハクチョウ、オオワシやオジロワシ等があり、全部で18種類が該当してまいります。

リスク種2についても同様に1羽以上、リスク種3は5羽以上、その他の種は10羽以上で死亡が確認された場合、通報の義務が生じてまいります。

また、糞便調査は全国各地の主要ポイントにおいて環境省が実施しておりまして、網走市におきましても2カ月に1度行われております。直近の10月28日に行われた検査結果では陰性だったとの報告を受けております。

次に、網走市の対応についてでございますが、網走市におきましては濤沸湖等の野鳥の飛来地が多数あることや、大きな養鶏場もあることから、迅速で適切な対応が必要になると考えております。

こういったことから、11月26日に農政課、観光課、学校教育部の管理課及び生活環境課の担当職員が集まりまして、鳥インフルエンザ庁内連絡会議を開催したところでございます。会議の中では、現在までの各課の対応と今後の対応、また連絡体制などについての確認をしまして、その結果に基づき、ホームページや掲示物による注意喚起及び公共施設などに消毒用足マットの設置を行ったところでございます。

鳥インフルエンザは鳥との濃密な接触がないと人に感染する可能性は極めて低いと考えられておりますが、これから本格的な渡りのシーズンとなり多く

の野鳥が飛来するということがあります。

また、多くの観光客が来網する時期にもなりますので、監視体制を強化するとともに、関連部署との連携をとり、適切な対応をしてみたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○渡部眞美委員長 質疑に入ります。

○松浦敏司委員 3、4年前でしたか、高病原性鳥インフルエンザが流行して騒ぎになりましたけれども、こういう場合はこういうふうにすると、レベル3の段階でリスク1では1羽以上いれば報告義務となるのですけれども、問題は一般市民がこういった野鳥が亡くなった場合持ち込んで来たりします。いわゆる一般市民に対して、この状況をどういうふうにして、こういう場合はこうしてくださいというようなことを周知しないと、結果として飛散させてしまうような結果になりますので、その辺の対応はどのようなになるのでしょうか。

○梅津義則生活環境課長 基本的に一般市民が見つけた場合は、市役所なり振興局に通報いただけるものと思っております。

その辺についてはホームページ等でも注意喚起しておりまして、もし見つけた場合は市もしくは振興局に連絡をくださいということで周知しておりますので、連絡をいただいた場合については適切な対応をしていきたいということで考えております。

○松浦敏司委員 それはそれでいいのですけれども、ただインターネットをやっていない方もたくさんいらっしゃいますし、そういう意味では一般市民にきちんと周知する方法をとらないと結果として持ち込んで来るといことは大いにあり得るのです。

特に動物病院あたりだとそういうけがをした鳥とか弱った鳥などが持ち込まれるというようなこともありますから、そうすると結局拡大するようなことになるので、そういう意味では一般市民にどうやって周知するかということが非常に大事だと思うのです。

その辺での基本的な考え方を伺いたいと思います。

○梅津義則生活環境課長 委員のおっしゃるとおり、ホームページ等を見られない方もいらっしゃると思いますので、環境省からも報道機関等に周知されているところはあるのですけれども、今後につきましては、市としても報道機関なりに報道を通じて周知するようなことを検討していきたいと考えてお

ります。

○松浦敏司委員 予算の関係もあるので特別なピラをつくるというような方法もあるかもしれませんが、しっかりとその辺は抜きなく、いろいろな考え、知恵を出して、被害が広がらないような形で対応してほしいということです。

以上です。

○渡部眞美委員長 他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければその他のその他で、各委員より何かございますか。

○松浦敏司委員 先日経済建設委員会の中で、以前所管が生活福祉委員会であった破砕リサイクル施設と、それから一般廃棄物処理施設の関係で報告がありました。私ども所管委員会としても、これは予算に伴うものでしたから経済建設委員会だったとは思いますが、この委員会としても一定程度報告を受けて状況を知る必要があるのだらうと思いますので、もし差し支えなければ報告いただければありがたいと思うのですが。

○梅津義則生活環境課長 先日の第4回の臨時会の中で、経済建設委員会の中で議案となりました事項についてでございますが、2点ございました。

まず1点目といたしましては、破砕リサイクル施設のプラント工事請負契約の締結についてということと、一般廃棄物処理施設防災工事請負契約の一部変更についてということでございました。

まず最初に、破砕リサイクル施設プラント工事請負契約についてでございますが、こちらのほうは第3回の定例会におきまして、追加案件といたしまして3カ年の継続予算ということで補正予算を組んだところでございますけれども、11月13日に指名競争入札を執行いたしました。

指名をいたしましたのは全国的に実績のあるプラントメーカー5社でございまして、最も安い価格で札入れをいたしましたメタウォーター東北営業部と4億3,416万円、こちらは税込みの金額でございますけれども、契約をするというものでございます。

基本仕様といたしましては、補正予算のときに説明をさせていただきました想定延べ床面積3,500平米、破砕処理機能、処理能力が5時間当たり15トン、リサイクルラインが5時間当たり5.1トンということでございますが、今後今回落札いたしましたメタウォーターと基本設計、実施設計と進めていくということになりますので、この辺については変わ

ってくる要素がございます。

また詳細な仕様が明らかになってきましたら当委員会におきまして御報告をいたしたいと考えております。

それともう一つなのですが、一般廃棄物処理施設防災工事請負契約の一部変更ということでございます。

こちらにおきましては、当初予算に見込んでおりました雨水調整池、濁水沈殿池等の防災工事を進めていく中で、ボーリング調査などを事前に行っていたのですが、盛り土材として使う予定だった掘削土砂がその調査時点よりも含水比が高く、土質改良を要する土砂が当初の見込み量よりも多かったということで、今回設計変更をしたところでございます。

金額につきましては、1億5,900万円から1億7,564万400円でございます。1,634万400円の増額となったという契約変更でございます。

以上でございます。

○渡部眞美委員長 ただいま臨時議会の補正の部分で、当委員会に関連があるということで、確認ということで説明をいただきましたが、何か内容に対して質問ありますか。

○松浦敏司委員 一点、工事請負契約の一部変更の関係で、事前にボーリングした段階では盛り土材に使えと判断したけれども、実際工事を進めてみたらそうではなかったということですが、そこがよくわからないのです。

ボーリングの調査の方法が甘かったのか、あるいは事前の調査そのものが問題だったのか、その辺はわからないのですが、事前のボーリング調査というのはどこの業者がやったのですか。まずその辺を確認したいと思うのです。具体名は言わなくてもいいです。

この業者ではないと思うのですけれども、どこかの業者がボーリング調査をしたと思うのですけれども、盛り土に適していると判断する結論を出した状況がよくわからないのです。実際やってみたら違ったわけですね。その辺はどのようになっているか伺いたいと思います。

○梅津義則生活環境課長 ボーリング調査につきましては、平成24年にまず7カ所のボーリング調査を行っております。

その後いろいろ話が進んでいく中で、防災設備等も設置していかなければならないといったことにな

っていきまして、昨年度補正を組ませていただいて、さらに10カ所ボーリング調査をするということでやっております。

今回変更を行ったボーリング箇所については、平成24年度に防災設備にかかわる部分で1カ所のボーリングを行っております。昨年度平成25年度につきましては、防災設備にかかわる部分では5カ所にふやして調査を行ったという経過がございます。

その時点の判定ではそのまま土質の改良がなくても使えるというようなことで進んではいたのですが、実際に今回メンテナンス道路などののり面などに掘削した土砂を流用するのですけれども、そういったことをしようとした時点で、のり面などの盛り土材には適さないということが実際に掘ってみるとわかってきたというところでございます。

○後藤利博市民部長 今課長からも御説明をさせていただきましたけれども、ボーリング調査をやったデータでは土質が悪いということはわかっておりました。それで、盛り土材に使うために最初から改良を加えて盛り土材に使うということで予算を組んでいたのですけれども、ボーリング調査をやったデータと、実際に掘削してみたら悪い部分の層の土量が当初予定していたよりも多かったということです。その部分を盛り土材に使うのに改良を加えたということです。当初から悪いということはきちんとデータとして出ておりまして、その量が多かったというところでございます。

○松浦敏司委員 なるほど。それはそれでわかったのですが、調査の段階でもう少し。ボーリングですから安い金額でできるものではないのだけれども、私はプロではないのでわからないのだけれども、調査の仕方として箇所数を一定の間隔でやるというのは多分そのようにすべきなのだろうと思うのです。そういう点では、当初の調査の方法では甘さがあったのかと率直に言わざるを得ないのです。結果としてはそうなっていると。

それで金額も1,600万円を超える増額ですから、結構な税金を使うことになるので、その辺では調査の方法という点では今後に生かすべきだろうと思います。

私のほうから以上です。

○渡部眞美委員長 他にこの件に関してございますか。

○空英雄委員 ボーリング調査の関係ですけれども、大事なそれはそれぞれの土質の中でもいつの時期

にボーリングをやるかということで、渇水期と比較的雨の多い時期、多分ボーリングをやったのは2月くらいではなかったですか。一番渇水期だったのではないかという気がするのです。

もちろんどのくらいの深度までボーリングをやったのか、20メートルなのか30メートルなのか、その辺は定かでないのですけれども、今松浦委員が言われたようなところも今後の一つの検討の課題としては残ったのかと。その辺を十分把握してやっていかなければならないのではないかと。

調査というのは、調査に基づいた入札というところに入っていくわけですから、その辺は今後、十分今回のことを教訓としてやっていただきたいと、このことだけを申し上げておきたいと思います。

○渡部眞美委員長 答弁はよろしいですね。

他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

理事者側よりその他のその他でございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

なければここで生活福祉委員会を閉会いたします。

午後1時40分閉会